

審査基準(案)と保育所保育指針・幼稚園教育要領との対照表

審査項目		審査基準(案)	保育所保育指針	幼稚園教育要領	大阪府福祉サービス 第三者評価基準ガイドライン
項目					
1	管理者	1 管理者は、認可外保育施設等の教育・保育施設の運営に携わった経験を有している。	第7章・2・施設長の責務	—	—
		2 管理者は、中長期的な運営の方針及び目標を持ち、その実行に向けて、職員への指導力を発揮している。			
2	職員	3 職員の心身の健康と安全を確保する対策をとったうえで、教育・保育の連続性を考慮した無理のない職員配置を行っているとともに、保育従事者の必要数の2分の1以上は、保育士、看護師(准看護師を含む)、幼稚園教諭、子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育))の修了証書を交付された者である。	第7章・1・職員の資質向上	—	—
		4 4・5歳児が在籍するクラスの担任に保育士または幼稚園教諭を配置している。			
		5 人材育成にかかる研修計画等を作成したうえで、職員会議や職員研修を行うための時間及び体制を確保するなどにより、職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	第7章・3・職員の研修等	—	—
3	こどもの人権の尊重	6 こどもの基本的人権の尊重やプライバシーの保護についての考えをまとめたマニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	第1章・2・保育所の役割 第3章・2・(1)・保育に関わる全般的な配慮事項(オ・カ)	—	—
4	保育課程の編成	7 保育課程が、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成され、保育の方針や目標に基づいて編成されている。	第4章・1・(1)・保育課程	第1章・第2・教育課程の編成	A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。
		8 保育課程は職員全員が参画して編成している。			
		9 保育課程の編成は、定期的に評価し、評価に基づき改善されている。	第4章・1・(2)・指導計画 第4章・1・(3)・指導計画の作成上、特に留意すべき事項	第3章・第1・指導計画作成に当たったの留意事項	
		10 保育計画として作成する年間行事計画、年案、月案、週案、デイリープログラムについて、相互につながりがあるものとなっており、保育課程とも整合性がとれている。			

審査基準(案)と保育所保育指針・幼稚園教育要領との対照表

審査項目		審査基準(案)		保育所保育指針	幼稚園教育要領	大阪府福祉サービス 第三者評価基準ガイドライン
	項目					
5	4・5歳児の 教育・保育全 般	11	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっている。	第3章・2・(4)・3歳以上児の保育 に関わる配慮事項	-	A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。
		12	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境が整えられ、保育者が適切にかかわっている。			
6	生活と発達	13	家庭環境や生活リズム、また身体的成長の差等から生じるこども一人ひとりの違いを十分に把握し、尊重している。	第3章・1・(1)・イ・情緒の安定 第3章・2・(1)・保育に関わる全般的な配慮事項(ア～エ)	第3章・第1・1・一般的な留意事項	A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。
		14	こどもの欲求や要求に対して、そのつど気持ちを受け止めて対応し、こどもにわかりやすい穏やかな言葉使いで接している。			
		15	登所時に泣くこどもに対して、放っておいたり、叱ったりするのではなく、こどもの状況に応じて、抱いたり、やさしく声をかけたりしている。			
7	基本的な生活習慣	16	食事、排泄、睡眠、着脱、清潔などの基本的な生活習慣の確立ができるよう、人権に配慮した環境が整えられている。	第3章・1・(1)・ア・生命の保持 第3章・1・(2)・ア・健康	第2章・健康	A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。
		17	自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度を身につけられるような働きかけがされている。			
		18	戸外で遊ぶ時間や空間が確保され、遊びの中で、こどもたちが自ら進んで体を動かすことができるような働きかけがされている。			
8	人間関係	19	こどもが自発性を発揮できるような働きかけをし、こどもたちが友だちと協同して活動できるような働きかけをしている。	第3章・1・(2)・イ・人間関係	第2章・人間関係	A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。
		20	こども同士の関係をよりよくするよう適切な言葉かけをし、けんかの場面では、危険のないように注意しながら、こどもたち同士で解決するように援助している。			
		21	当番活動や順番を守る、あいさつができる、物を大切に扱うなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。			

審査基準(案)と保育所保育指針・幼稚園教育要領との対照表

審査項目		審査基準(案)	保育所保育指針	幼稚園教育要領	大阪府福祉サービス 第三者評価基準ガイドライン
項目					
9	自然・社会	22	第3章・1・(2)・ウ・環境	第2章・環境	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。
		23			
		24			
10	言語環境	25	第3章・1・(2)・エ・言葉	第2章・言葉	A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。
		26			
		27			
11	小学校就学に向けた配慮	28	第4章・1・(3)・エ・小学校との連携	第3章・第1・1・(9) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。	A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。
		29			
12	教育・保育環境	30	第5章・2・(1)・環境及び衛生管理	-	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。
		31			
		32			

審査基準(案)と保育所保育指針・幼稚園教育要領との対照表

審査項目		審査基準(案)	保育所保育指針	幼稚園教育要領	大阪府福祉サービス 第三者評価基準ガイドライン
	項目				
13	食事の提供	33 食事をする部屋としての雰囲気づくりに配慮する、こどもが友だちや保育士等と一緒に食事を楽しむ、こどもが配膳や後片づけなどに参加するなどにより、こどもが食べ物に関心を持つよう工夫している。	第5章・3・食育の推進	-	A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。
		34 食事の献立については、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食なども随時取り入れ、個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。			
		35 アレルギーや食中毒に対応するマニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、食事の際、職員全員の認識のもと、アレルギーのあるこどもと他のこどもたちとの相違に配慮している。			
14	こどもの健康管理・感染症予防	36 健康管理に関するマニュアルや保健計画を作成し、また、こども一人ひとりの健康状態に関する情報が関係職員に周知されている。	第5章・1・子どもの健康支援	-	A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。
		37 体調のすぐれないこどもについては、保護者と確認し、食事の内容やその日の過ごし方について柔軟に対応している。こどもの体調悪化・けがなどについてはとくに留意して保護者に伝え、事後の確認をしている。			
		38 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催するなど、職員に周知徹底している。			A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。
15	安全管理	39 火災、地震、津波、不審者の侵入等への対応を示した安全管理マニュアル等を作成し、定期的に避難訓練を行う等により、職員に周知徹底している。	第5章・2・(2)・事故防止及び安全対策	-	-
		40 日常の安全管理や事故防止、耐震対策のため、設備等(遊具・玩具・用具・園庭など)の安全点検を定期的に行っている。			
		41 事故発生時の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底するとともに、事故発生の危険性の軽減策の1つとして、「慣らし保育」の仕組みを導入し、保護者が関心を持っているような場合には保護者に対し啓発を行う。			
		42 事故等による心停止等に対応するため、AEDをすぐに使用できる環境を整えるとともに、管理者も含めた複数の職員が普通救命講習の受講を予定している。			

審査基準(案)と保育所保育指針・幼稚園教育要領との対照表

審査項目		審査基準(案)	保育所保育指針	幼稚園教育要領	大阪府福祉サービス 第三者評価基準ガイドライン
	項目				
16	保護者に対する支援	43 連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行った上で、日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係がつけられている。	第6章・1・保育所における保護者に対する支援の基本 第6章・2・保育所に入所している子どもの保護者に対する支援	第3章・第2・1・(3) 家庭との緊密な連携を図るようにすること。その際、情報交換の機会を設けたりするなど、保護者が、幼稚園と共に幼児を育てるという意識が高まるようにすること。	A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。
		44 個別の相談や送迎の際の対話など記録等によってそのことが確認できる。また、家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。			
		45 保護者との相互理解のために懇談会などの話し合いの場を設けたり、保護者の保育参加を行うなど、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。			
17	苦情解決・記録の管理	46 苦情解決の体制を整備し、保護者への周知を行い、苦情を受け付けし解決を図った記録が適切に保管されている。	第6章・1・保育所における保護者に対する支援の基本	-	-
		47 こども一人ひとりの教育・保育、健康管理についての記録を統一した様式等により記録し、職員間で共有されている。			
18	虐待防止・体罰防止	48 児童虐待を発見した場合の対応についてのマニュアルを整備し、不適切な養育や虐待を受けていると疑われるこどもの早期発見に努めている。	第6章・2(6) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	-	A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。
		49 職員に対して不適切な養育や虐待が疑われるこどもの特徴をはじめ、虐待に関する理解を促すための取組を行っている。			
		50 体罰や暴言、威嚇等起こりやすい状況や場面について、体罰等を伴わない援助技術を修得できるよう研修や話し合いを行っている。			